

令和2年(健)第70号

令和3年2月26日

主文

後記「事実」欄第3の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、卵巣機能不全(「当該傷病」という。)の療養について傷病手当金の支給を請求した請求人に対し、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)理事長が、「医師の証明において、その期間を労務不能と認めた医学的な所見はない記載とされており、傷病手当金支給対象であるという判断ができないため。(〇年〇月〇日～〇月〇日申請分)」として、傷病手当金を支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が審査請求を経て、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間については起立性障害(以下「既決傷病」という。)のため、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間については当該傷病の療養のため、労務に服することができなかったとして、(以下「既支給期間」という。)、傷病手当金の支給を受けていた。
- 2 請求人は、当該傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件申請期間」という。)について、保険者組合に対し、傷病手当金支給申請書を提出した。

3 保険者組合は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、本件申請期間については、「医師の証明において、その期間を労務不能と認めた医学的な所見はないと記載とされており、傷病手当金支給対象であるという判断ができないため。(〇年〇月〇日～〇月〇日申請分)」として、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

1 傷病手当金の支給については、健保法第9条第1項において「被保険者(…)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。」と規定されている。

2 本件の場合、保険者組合が、前記「事実」欄第3の3記載の理由で行った原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件申請期間について、療養のための労務不能であったと認められないかどうかである。

第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、以下の各事実を認めることができる。

- (1) 本件申請期間に係る、傷病手当金支給申請書におけるa病院A医師(以下「A医師」という。)が記入した医師証明欄から必要な部分を摘記すると、以下のとおりである。

【令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間】

ア 医師証明欄

労務不能と認めた期間：〇年〇月〇

日から○年○月○日まで
 傷病名：卵巣機能不全
 発病または負傷の年月日：不明
 診療開始日：○年○月○日
 当月実診療日：○年○月○日及び同月○日

上記期間中における「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等を詳しく記入してください。：○月○日から○日月経があったが、4日間出血量が多かったのと、腹痛があったのとで、起き上がれず横臥して過ごした。症状経過からみて、従来の業務について労務不能と認められた医学的な所見を詳しく記入してください。：

- 医学的所見はありません
- (2) 既支給期間の請求人に係る診療報酬明細書から必要な部分を摘記すると、以下のとおりである。

診療年月	傷病名	診療開始日	診療実日数	主な処置内容	医療機関名
○.○	めまい症(主) 慢性鼻炎 左耳管狭窄症	平成○年○月○日	1日	初診 耳鼻処置など	b病院 c科
○.○	うつ病(主) 不眠症	平成○年○月○日	2日	初診 通院精神療法(30分以上) 処方せん科	d病院
○.○	うつ病(主) 不眠症 体力低下	平成○年○月○日	4日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん科 傷病手当金 見書交付料	d病院
○.○	うつ病(主) 不眠症 体力低下	平成○年○月○日	2日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん科 傷病手当金 見書交付料	d病院
○.○	黄体機能不全	平成○年○月○日	1日	初診 処方せん科	a病院
○.○	うつ病(主) 不眠症 体力低下 不安障害	平成○年○月○日	2日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん科 傷病手当金 見書交付料	d病院
○.○	黄体機能不全	平成○年○月○日	1日	再診 処方せん科	a病院

○.○	うつ病(主) 不眠症 体力低下 不安障害	平成○年○月○日	1日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん科 傷病手当金 見書交付料	d病院
○.○	黄体機能不全	平成○年○月○日	1日	再診 処方せん科	a病院
○.○	うつ病(主) 不眠症 体力低下 不安障害 胃炎	平成○年○月○日	3日	再診 処方せん科 傷病手当金 見書交付料	d病院
○.○	黄体機能不全	平成○年○月○日	1日	再診 処方せん科	a病院
○.○	うつ病(主) 不眠症 不安障害 慢性胃炎 めまい	平成○年○月○日	2日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん科 傷病手当金 見書交付料	d病院

- (3) 既支給期間の保険者からA医師への照会

傷病手当金請求期間 令和○年○月○日～令和○年○月○日
 ○質問1

「月経1週間前から月経終了後1週間まで、手足の痛み、後頭部痛、耳鳴り、眠気などの症状が持続した。月経の出血量も多くて貧血症状が出る。不正出血などあり、卵巣ホルモンバランスの異常があると考えている。」とご証明いただいております。

請求人は○年○月まで「起立性障害」の傷病名で傷病手当金の申請をされており、労務不能と判断された症状については「めまい、立ちくらみ、耳の閉塞感、耳鳴り、吐き気などの自律神経症状がみられ通院治療をおこなっている」とのご証明内容でした。

今回申請のありました○年○月の労務不能と判断された症状は、今までの症状とは別に、手足の痛みや後頭部痛などが新たに発生しており、卵巣ホルモンバランスの異常による「卵巣機能不全」によるものとされていますが、今までの起立性障害とは別の、新たな傷病と考えられますか。それとも関連性のある傷病であるとお考えでしょうか

○質問2

可能であれば今後の治療見込み期間をお知らせ下さい

A医師の回答

①もともと、月経サイクルは順調ではありますが、出血が延長したり、不正出血があったりというようなホルモンバランスの異常は認めていました。

今回は1ヶ月月経がとぶとか、自覚症状の変化がありました。元のホルモンバランスの異常からくる症状と考えています。

②体質的な部分もあり、ホルモ的なイベントがない場合（出産や閉経など）は、比較的長く続くと思われる。

(4) 審査官からのA医師への照会

1. 卵巣機能不全の病状等について

① 令和〇年〇月〇日の受診時における自覚症状

〇月の月経が〇日から5日間あったが今までより出血量が多くて、寝込んだ。立ちくらみがあった。

② 令和〇年〇月〇日の受診時における他覚所見

診察をしていません

③ 令和〇年〇月〇日の受診時における自覚症状

〇月の月経は〇日から〇日まで。7日間あった。〇日から〇日まで出血量が多く、月経痛もあったため鎮痛剤を内服したが、効かなかった。横臥して過ごした。

④ 令和〇年〇月〇日の受診時における他覚所見

診察をしていません。

2. 傷病手当金支給申請書の医師証明欄に、請求人は、卵巣機能不全のため令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで労務不能と認めたとされていますが、同時に、労務不能と認められた医学的所見は、「医学的所見はありません」とされています。

そこで、請求人が、卵巣機能不全により上記の期間、労務不能と認められた根拠・理由をご教示下さい。

Pt.の訴えられる痛みを元に評価しました。

3. 請求人の仕事内容は事務職ですが、請求人に対して就労の制限を指示していますか。

指示している場合は、指示内容とその理由をご教示下さい。

指示していない

4. その他、審査請求人について、参考となるご意見がございましたらご教示ください。

多彩な症状の訴えをされますが、原因に対しては、興味がないように見受けられます。診察や検査を何かと理由をつけて拒否されます。

(5) A医師作成のe病院f科担当医師あて令和〇年〇月〇日付け診療情報提供書（要旨のみ）

傷病名：月経前後の腹痛 下痢、めまい、呼吸困難

病状経過と治療経過：昨年〇月より月経痛と過多月経でホルムストローム等のホルモン治療中 腹痛で起き上がれなかったり手足がしびれたり、呼吸が浅い感じがしたりと多彩な症状が月経前後に生じ休職中
高次の病院での診察希望

〇月〇日のホルモン検査結果同封

(6) 診療録（要旨のみ）

令和〇年〇月〇日 傷病手当意見書交付

令和〇年〇月〇日

〇. 〇. 〇. 〇. 〇が出血量多かった。出血量多い おなか痛くて薬のんだが、効かなくて横臥して過ごした

出血量減少目的でDPT連続内服にもどす。今回は〇/〇から内服している（day15）これから休業なしにDPT継続 デュファストン 用法1日2回 朝夕食後

2 上記の認定事実に基づいて、本件の問

題点について検討し、判断する。

(1) 傷病手当金の支給要件としての労務不能については、その被保険者が本来の業務に堪えられるか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきものであり、必ずしも医学的見地からのみ判断されるべきことではないが、ことは「傷病による療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、その傷病の診療に当たった医師が、その傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否かについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。そして、傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができないと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ちに労務不能とするものではなく、症状、治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務に就くことが可能か否かを保険者が判断することとされている。

(2) 本件の場合、本件申請期間について、A医師は、請求人の症状に対し継続して薬物療法を行い、労務不能であったとしているが、一方で「医学的所見はありません」と回答している。それまでの間に、請求人はA医師の診察を毎月受けていることが、診療録及び診療報酬明細書で確認できる。医師が医学的所見は無しと回答した理由について、保険者は照会を行っていないが、審査官が同医師に照会をした回答をみると、令和〇年〇月〇日受診時に同医師は請求人の診察をしていないとされているがそれは産婦人科診療における内診をしていないことを意味し、同医師が請求人に自覚症状の聞き取りをしたことを否定するものではなく、また同日には内服処方の服薬方法変更を行い（増

量）ホルモン薬の投与がなされていることから、前月どおり診療され医師が判断したものと認めることができる。保険者の照会に回答しA医師は体質的な部分もあり、ホルモ的なイベントがない場合は比較的長く続くと回答し、そして同年〇月〇日にはA医師はe病院f科に診療情報を提供している。この内容では同月〇日ホルモン検査の追加を行い月経前後の腹痛下痢、めまい、呼吸困難を認め休職中と記載され本人の高次の病院での診療希望に應對している。

以上のような治療の実態と請求人の状況を総合的に見たとき、請求人は起立性障害により種々の不定愁訴が出現し労務不能となり、前医及び心療内科での受診をしていたが、生理不順にその原因を求めg科を受診して黄体機能不全としてホルモン治療を心療内科治療と並行して行っていた。保険者は医師に照会した上、起立性機能障害と卵巣機能不全は関連の疾患と考え傷病手当金を支給しており、公開審理の場においても両者は同一疾病で関連性有りと回答している。請求人はg科A医師と意見の相違はあるものの、A医師は更に高次医療機関に請求人を紹介し高次医療機関は令和〇年〇月〇日より診療を開始しホルモン異常について同様な治療を開始している。そうすると平成〇年〇月よりホルモン補充療法を開始し医師は体質的な部分があり比較的長く続くと考えており、診療録より同ホルモン補充療法が継続的になされており、かつ同年〇月には薬の増量が指示され、同年〇月により高次の医療機関へ紹介していることから、一般的には病状が悪化したとまではいえないが少なくとも同等であったと考えられる。

以上の経緯に照らすと、仮に医師が医学的所見はないとその月に限り回答したとしても診療録でも保険診療が行われていたことは明白であり「療養のため労務に服することができない」状

態であったと認めることが妥当である。

そうすると、この判断と異なる原処分は取り消され、保険者はその請求期間について、傷病手当金を支給すべきである。

以上のことから、主文のとおり裁決する。